３　国際業務企画室に、室長を置く。
４～８　（略）
（削る）
（海賊対策調整官）
第四十五条　国際刑事課に、海賊対策調整官一人を置く。
２　海賊対策調整官は、国際刑事課の所掌事務に係る海賊行為に関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。
（削る）
（海洋研究室及び国際業務室並びに海洋情報渉外官、地震調査官及び火山調査官）
第四十九条の二　（略）
２・３　（略）
４　国際業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　海洋情報業務に関する国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること（海洋情報渉外官及び基盤情報課の所掌に属するものを除く。）。
５　（略）
６　海洋情報渉外官は、命を受けて、海洋情報業務に関する重要事項についての国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
７・８　（略）
（海洋情報管理室並びに海洋情報分析調整官、大陸棚情報管理官及び海洋空間情報調整官）
第五十一条　基盤情報課に、海洋情報管理室並びに海洋情報分析調整官、大陸棚情報管理官及び海洋空間情報調整官それぞれ一人を置く。
２　海洋情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　海洋情報の整理及び保管に関すること（海洋情報分析調整官及び大陸棚情報管理官の所掌に属するものを除く。）。
二　海洋情報業務に関する国際間の情報の交換に関すること。
３　海洋情報管理室に、室長を置く。
４　国際機関における決議、勧告その他の決定により海洋情報業務に関する国際間の情報の交換に関する事務を行う場合には、海洋情報管理室は日本海洋データセンターという名称を、海洋情報管理室長は日本海洋データセンター所長という名称を用いることができる。
５　海洋情報分析調整官は、命を受けて、海洋情報の収集及び分析に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
６　（略）
７　海洋空間情報調整官は、命を受けて、海洋情報の提供に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（水路通報室）
第五十二条　航海情報課に、水路通報室を置く。
２　水路通報室は、水路通報及び航行警報に関する事務をつかさどる。
３　（略）

（新設）
２～６　（略）
７　国際業務企画官は、命を受けて、警備救難部の所掌事務に係る国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（海賊対策室）
第四十五条　国際刑事課に、海賊対策室を置く。
２　海賊対策室は、国際刑事課の所掌事務に係る海賊行為に関する事務及び当該事務に関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。
３　海賊対策室に、室長を置く。
（海洋研究室及び国際業務室並びに海洋情報渉外官、地震調査官及び火山調査官）
第四十九条の二　（略）
２・３　（略）
４　国際業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　海洋情報業務に関する国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること（海洋情報渉外官及び情報利用推進課の所掌に属するものを除く。）。
５　（略）
６　海洋情報渉外官は、命を受けて、海洋情報業務に関する重要事項についての国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（情報利用推進課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
７・８　（略）
（海洋情報管理官、海洋情報分析調整官及び大陸棚情報管理官）
第五十一条　情報管理課に、海洋情報管理官、海洋情報分析調整官及び大陸棚情報管理官それぞれ一人を置く。
２　海洋情報管理官は、命を受けて、海洋情報業務に関する情報及びこれに関する海洋に関する情報の収集、整理及び保管に関する特定事項についての企画及び立案に関する事務（海洋情報分析調整官及び大陸棚情報管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
（新設）
（新設）
３　海洋情報分析調整官は、命を受けて、海洋情報業務に関する情報及びこれに関する海洋に関する情報の収集及び分析に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
４　（略）
（新設）
（水路通報室及び海洋空間情報室）
第五十二条　情報利用推進課に、水路通報室及び海洋空間情報室を置く。
２　水路通報室は、水路通報、航行警報及び海象に関する情報の通報に関する事務をつかさどる。
３　（略）